	横浜市中央卸売市場南部市場	
	新潟市中央卸売市場	
	岐阜市中央卸売市場	
	神戸市中央卸売市場西部市場	
	和歌山市中央卸売市場	
	宇部市中央卸売市場	
	徳島市中央卸売市場	
	高知市中央卸売市場	
	福岡市中央卸売市場青果市場	
	福岡市中央卸売市場西部市場	
	福岡市中央卸売市場東部市場	
	佐世保市中央卸売市場干尽市場	
	佐世保市中央卸売市場水産市場	

（別添４）

卸売市場整備基本方針第２の１の⑵に規定する中央拠点市場

取扱品目の部類	
青果物	水産物
札幌市中央卸売市場	札幌市中央卸売市場
仙台市中央卸売市場本場	仙台市中央卸売市場本場
宇都宮市中央卸売市場	東京都中央卸売市場築地市場
東京都中央卸売市場築地市場	新潟市中央卸売市場
東京都中央卸売市場大田市場	金沢市中央卸売市場
東京都中央卸売市場淀橋市場	名古屋市中央卸売市場本場
東京都中央卸売市場北足立市場	京都市中央卸売市場第一市場
横浜市中央卸売市場本場	大阪市中央卸売市場本場
岐阜市中央卸売市場	神戸市中央卸売市場本場
名古屋市中央卸売市場本場	福岡市中央卸売市場鮮魚市場
名古屋市中央卸売市場北部市場	
京都市中央卸売市場第一市場	
大阪市中央卸売市場本場	
大阪市中央卸売市場東部市場	
神戸市中央卸売市場本場・神戸市中央卸売市場東部市場㈱	
奈良県中央卸売市場	
広島市中央卸売市場中央市場・広島市中央卸売市場東部市場㈱	
福岡市中央卸売市場青果市場・福岡市中央卸売市場西部市場・福岡市中央卸売市場東部市場㈱	
鹿児島市中央卸売市場青果市場	

㈱　卸売市場整備基本方針第２の１の⑶に規定する「開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合」に該当するもの。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４０号

宮城県加美郡加美町字南町125番地１
債務者　武田　祐子
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５１号

宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北191番地１コートパル103号
債務者　高橋　智亮
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号

兵庫県宝塚市伊子志２―15―50　グレース21202号、住民票上の住所兵庫県西宮市上葭原町４番34号
債務者　髙島　律子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津久井　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３号

山口県宇部市山の手町101番地13
債務者　上田　昌利
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　茂美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２０７号

仙台市太白区山田上ノ台町15番17号
債務者　岩本　勝弘
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号

京都市南区西九条島町27番地　京都ロジュマン島町Ａ棟702号
債務者　男の通販生活こと　木村　　智
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号

京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町560番地16　コーポさかき303号室
債務者　バー先笄こと　東　　勝子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　糸瀬　美保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号

京都市左京区大原勝林院町109番地
債務者　中林　義夫
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　立至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係